

復興推進計画等を作成できる区域（第2期復興・創生期間）

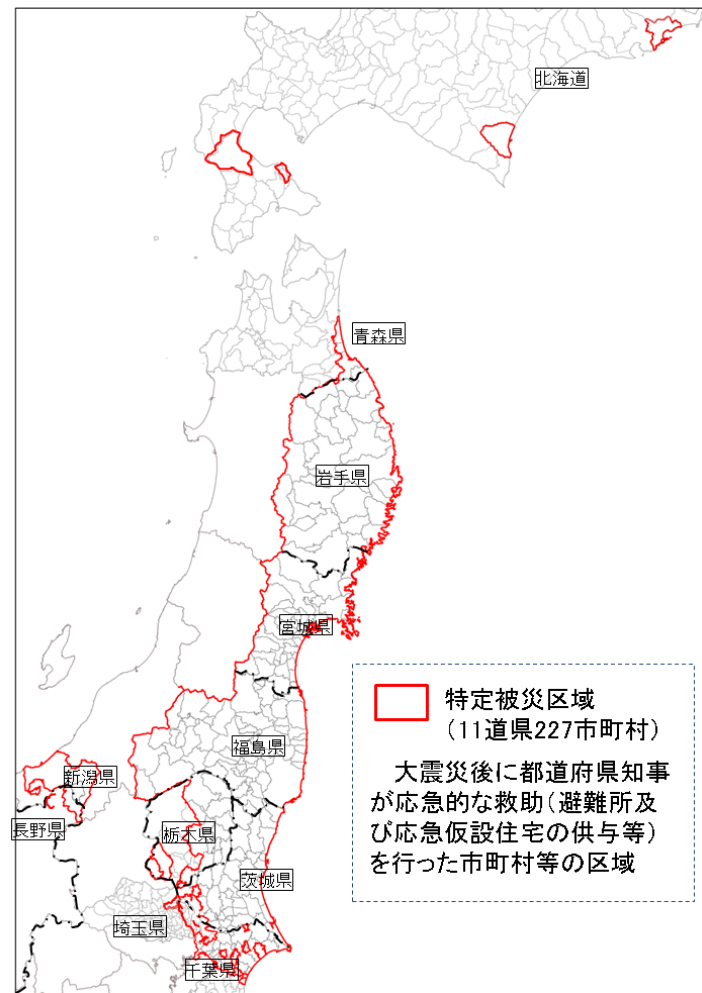
○ 県又は市町村が、復興推進計画や復興整備計画を新たに作成し、計画に位置付けた特例措置を活用できる**区域**

（令和3年度以降）

対象となる**区域**
（3県86市町村）



（令和2年度まで）



「特定被災区域」は「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域」

※復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年6月12日法律第46号)により改正